

中央税務会計事務所—ユース

5月の税務

● 5月10日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 5月15日

2. 特別農業所得者の承認申請

● 5月31日

3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知

4. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税
・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
(消費税・地方消費税)

7. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税
・法人事業税・法人住民税)(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

9. 消費税の年税額が4800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)(消費税・地方消費税)

10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

● 5月中において都道府県の条例で定める日

11. 自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

12. 鉱区税の納付

賦課期日…4月1日

GYが景気回復の呼ぶ水にかかる
と期待していきます。

4月10日に東京商工リサーチが2年度(4月1日)の倒産件数に関するデータを発表しました。特色として、ゼロゼロ融資利用後の倒産が541件となり、前年度の3.6倍と急増したとのことです。特に9~13日の時期に倒産件数の増加が顕著だったうえで、業界別でみるとサービス業が177件と最も多く、全体の3割を占め、建設業92件、卸売業84件、製造業81件と続いています。(負債額は一億五千億未満が全体の4割を占め、一方以上5千万未満が約3割、5千万元以上1億未満が約2割)と続いています。業界別で見ると、5人未満が全体の約5割。5人未満と10人未満20人未満がそれぞれ577件とあります。地域別では、1位が東京都で2位が埼玉53件とあります。東京都リサーチは物価高や人手不足によるコスト増を原因にあげてあります。その上で融資の返済によって資金繰り窮屈する企業が更に増えることを危惧しています。

一方で中小企業庁でも、ゼロゼロ融資等の負担軽減のための保証制度(公庫等の融資保証)を開始して、中小企業の資金繰りのサポートを行なっています。

(中略)

●経営者保証ガイドラインの3要件●

- ①法人と経営者の関係が明確に区分・分離されている
- ②財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である
- ③金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている

*3要件の全てまたは一部を満たせば、経営者保証なしで融資が受けられる可能性がある。

本年4月より中小企業向け融資において、経営者が個人保証する「経営者保証」の仕組みが見直され、金融機関が保証人を求める場合は、その理由などについて具体的に説明することが義務づけられました。そこで今号では、「経営者保証ガイドライン」の概要と改正内容について取り上げます。

経営者保証とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となる（保証債務を負う）ことです。企業が倒産して融資の返済ができなくなつた場合は、経営者個人が企業に代わって返済することが求められるため、経営者自らも自己破産に追い込まれるケースも少なくありません。

また、経営者による思い切つた事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因になつていると指摘されています。

こうした問題を背景に2014年から全国銀行協会と日本商工会議所が策定した「経営者保証に関するガイドライン」の適用が始まりました。

【経営者保証ガイドラインの3要件】

ガイドラインでは、下記の3つの要件を満たすことで、経営者保証なしでの新規融資や、既に受けている



■経営者保証ガイドライン■ 経営者の個人保証 本年4月より見直し

性があるとしています。

①法人と経営者の関係の明確な区分・分離のみの資産や収益力で返済可能

②財務基盤が強化されおり、法人

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

例えば、事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付は行わないことなどや、内部留保は潤沢ではないが、好業績が続いている、借入の順調な返済が可能である、年1回の決算報告に加え、定期的に試算表、資金繰り表等を借入金融機関に提出し、業況報告するなどがあげられます。

ガイドラインでは、上述の①～③の3つの要件の全て、または一部を満たした場合、金融機関は、要件の充足度合いに応じて、経営者保証を求めないことを検討しなければならないとしています。

経営者保証を解除するかどうかの最終判断は、金融機関に委ねられていますが、「近年、ガイドラインの適用により、経営者保証に依存しない融資が増加傾向にあります。

金融庁の発表によると、本年4月以降、金融機関が事業資金の融資の際に個人保証を求める場合には、①どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容

②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容

上記①、②の内容について、経営者側に具体的に説明することが義務づけられました。加えて、金融機関は、保証人に対する説明内容を記録しなければなりません。

【留意点】

今回の改正は、金融機関に経営者の個人保証に頼らず、事業性を評価した融資を促すことや、個人保証が不要と思われる融資先にまで個人保証をとっている場合の是正などを目的にしています。

企業が経営者保証を提供しない融資を希望する場合は、ガイドラインに定められた「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」などの対応を取る必要がある一方、融資を実行する金融機関においては、無保証による貸し倒れリスクを慎重に検討することが予想されるため、今後の審査においては、これまで以上に、具體性の高い事業計画が求められる可能性があります。



令和5年度税制改正関連法が成立 ～NISA拡充やインボイス対応など～

3月28日、NISAの拡充などを盛り込んだ令和5年度税制改正関連法が参院本会議で成立しました。

小企業関連では、主に次のような措置が行われました。

中小企業経営強化税制（延長）

中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却または税額控除10%のいずれかの適用を認める措置が2年間延長されました。

中小企業投資促進税制（延長）

一定の設備投資を行った場合、特別償却30%または税額控除7%のいずれかの適用を認める措置が2年間延長されました。

中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）

認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、自然災害に備える中小企業の防災・減災設備投資に特別償却18%を認める措置について、対象設備に耐震装置を追加した上で、2年間延長されました。

インボイス負担軽減措置（創設）

10月スタートのインボイス制度の導入にあたり、中小企業・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のため、次のような措置が講じられました。

①免税事業者がインボイス発行事業者になつた場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置

②一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置

企業の設備投資に関する固定資産税の特例（創設）

雇用者全體の給与が1・5%以上増加することを従業員に表明し、市町村認定の「先端設備等導入計画」に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、最大5年間、固定資産税を3分の2軽減する特例が創設されました。

※なお、10月1日からインボイス発行事業者になるための登録申請期日については、9月30日まで延長されています。

1企業当たり経常利益31.4%増 中小企業庁が実態調査

中小企業庁が発表した「令和4年中小企業実態基本調査速報（令和3年度決算実績）」によると、1企業当たりの売上高は1億8010万円で前年度比5.0%増加した。

1企業当たりの経常利益は871万円で31.4%増加した。1企業当たりの従業員数は9.2人となり0.8%減少した。

売上高の変化を産業別にみると、増加しているのは、不動産業・物品賃貸業（13.3%増）、小売業（12.3%増）など8産業。このうち、宿泊業・飲食サービス業は4.2倍、生活関連サービス業・娯楽業が2.2倍と大幅な増益となった。

社長の年齢構成比は70代が27.0%と最も高く、次いで60代が26.4%、50代が22.7%だった。

公示地価1.6%上昇 2年連続プラスに

国土交通省が発表した2023年1月1日時点の公示地価は、全国の全用途平均が前年比で1.6%上昇し、2年連続でプラスとなった。用途別に見ても、住宅地、商業地いずれも上昇幅が拡大した。地域差はあるものの、新型コロナウイルス流行の影響が和らぎ、地価の回復傾向が鮮明となった。

地域別では、東京、大阪、名古屋の3大都市

圏の全用途平均が2.1%上昇し、地方圏は1.2%の上昇だった。

商業地は全国で1.8%上昇。オフィスや店舗が集まる都心部がけん引した。コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、特にインバウンド（訪日外国人）回復期待から観光地での上昇が目立つ。

住宅地も都市部でマンション価格の高騰や交通利便性の高い郊外の住宅需要が伸びて1.5%の上昇（22年は0.5%上昇）となった。

厚労省がLINE公式アカウント 助成金などの支援情報を提供

厚生労働省は、LINE公式アカウント（アカウント名：厚生労働省）を開設した。

同省では、これまで情報提供ツールとして、新型コロナウイルス感染症に特化したLINE公式アカウントを運営していたが、今回、新たなアカウントを開設したことで、新型コロナウイルス感染症以外のさまざまな支援情報も提供できるようになった。

新アカウントでは、支援情報（「新型コロナ」、「雇用・労働」、「健康・医療」、「福祉・介護」、「年金」、「他の分野」の6分野）について自動で回答が表示されるFAQ機能を搭載している。

また、「プッシュ通知」機能もあり、定期的にメッセージを受け取ることもできる。